

基本計画（総論）

1. 計画の位置づけ

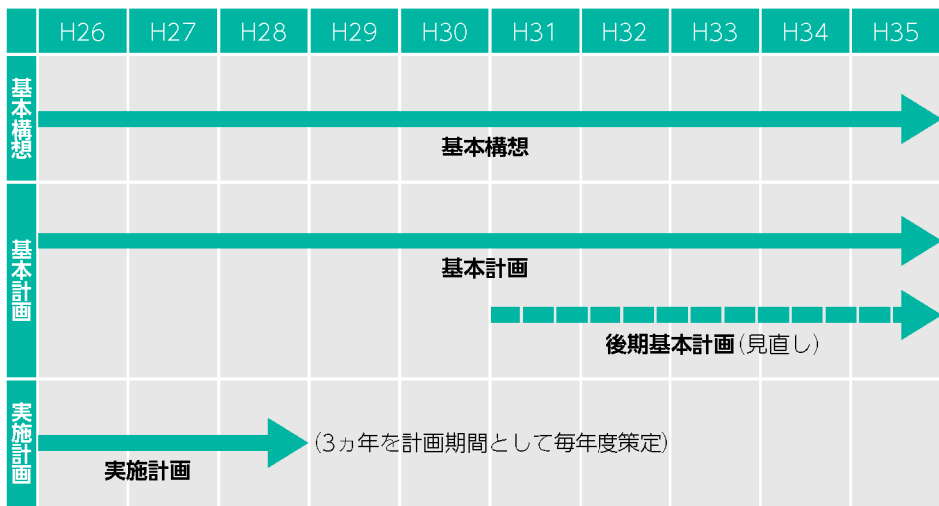
この基本計画は、基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、施策推進のための視点を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3ヵ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間とします。なお、平成31（2019）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。



3. 計画の指標

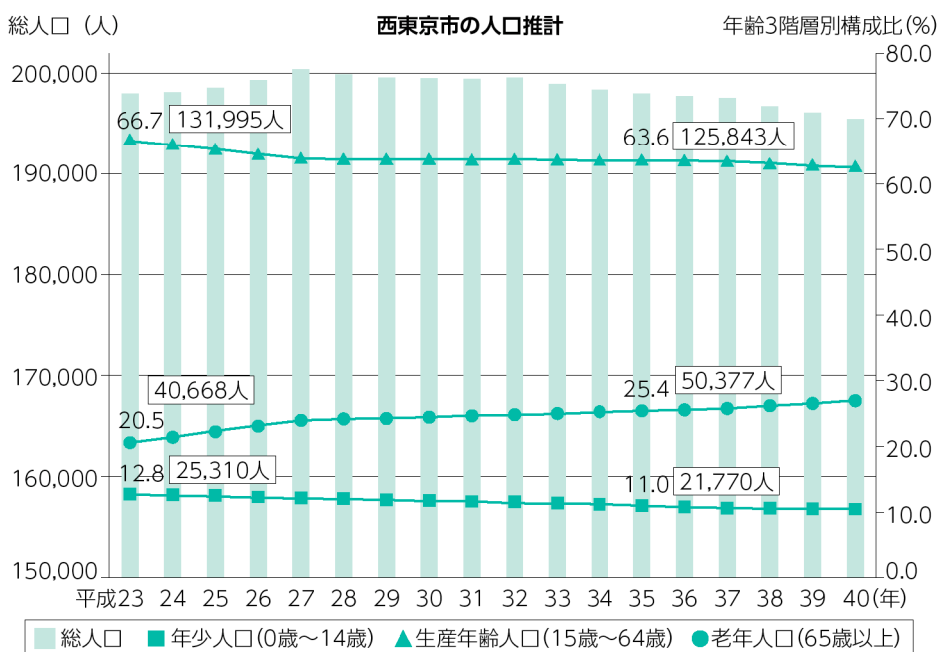
(1) 人口の推移

本市の人口は平成27（2015）年までは微増傾向が続き、平成27（2015）年に約200,000人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度(平成35（2023）年度)における人口は、およそ198,000人になると想定されます。

年少人口(0歳～14歳)は微減の傾向にあり、平成23（2011）年の総人口比12.8%が平成35（2023）年には11.0%となる見込みです。

生産年齢人口(15歳～64歳)については、平成23（2011）年の総人口比66.7%が平成27（2015）年までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成35（2023）年には総人口比63.6%となる見込みです。

老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、平成23（2011）年の総人口比20.5%が平成35（2023）年には25.4%となる見込みです。



(2) 財政フレーム

本市では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少する一方で、扶助費や公債費などが増加傾向にあります。経常収支比率は、平成19（2007）年度から90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中(平成26（2014）年度～35（2023）年度)の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

4. 今後のまちづくりに関する意見

計画の策定にあたり、今後のまちづくりに関する市民の意向等を把握するため、「市民意識調査」や「シンポジウム」「市民ワークショップ」「子どもワークショップ」「高校生ヒアリング」「企業・団体ヒアリング」などを実施しました。

(1) 市民意識調査

市政に対する市民全体の考え方や、現行計画の推進状況に対する評価について郵送により調査をしました。

西東京市に愛着を「感じている」「どちらかというと感じている」を合わせると68.5%、身近な生活環境の住み心地に「満足している」と「やや満足している」を合わせると64.4%となっています。

身近な生活環境の評価・重要度を分析すると、「重点改善分野」には「子どもの教育環境」が分類され、「重点維持分野」には「防犯・防災などの生活安全対策」などが分類されています。また、「改善分野」には「地元の商店街」などが分類され、「維持分野」には「電話・インターネットなどの通信環境」などが分類されています。

(2) シンポジウム・ワークショップなど

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「理想のまち」についてのご意見をいただきました。

5. 計画を推進するために

基本計画では、次の5つの点を計画推進のための要点ととらえ、施策、事業を進めていきます。

■みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働でまちづくりを推進していくことが必要です。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに推進させるとともに、平成20（2008）年3月に策定された市民活動団体との協働の基本方針に基づき、市民の意向を反映させながら、市民同士や市民と市が協働で事業を推進する市民協働を進めます。

また、みんなでつくるまちづくりを進めるため、市民からの意見(前項「4.今後のまちづくりに関する意見」)も踏まえ、各分野において示した「市民との協働を進めること」の視点に基づき、本計画を推進します。

■助けあい・支えあいのまちづくり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の可能性などから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助(相互扶助)・公助との連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、平成25（2013）年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、地域コミュニティにかかわる組織の各々の活動を充実させるとともに、組織や団体同士の連携を強化する取組を進めていきます。

■選択と集中による施策の重点化

基本構想に掲げた「わたしたちの望み(基本理念)」と「理想のまち(将来像)」を実現するためには、市民ニーズや社会動向、環境の変化を的確に把握し、重点的に取り組むべき施策や事業に優先的に行政資源(予算や人員)を配分する必要があります。

そのため、市民意識調査や行政評価などのしくみを利用して重点化する施策等を「選択」し、行財政改革によって生み出した行政資源を重点化する施策等に「集中」する「選択」と「集中」により施策を推進します。重点化する施策等は毎年度策定する実施計画において計画的に取り組めます。

■健全な行財政運営

本市は、「究極の行財政改革」と位置づけた合併以降も、絶え間なく行財政改革を推進してきました。平成22（2010）年3月には、財政環境の厳しさと行政需要の増加を背景として、「地域経営戦略プラン2010—第3次行財政改革大綱—」を策定し、「市の現状を見据えた自治体経営の適正化」「歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化」「効果的なサービス提供のしくみづくり」の3つの基本方針を設定して取り組んできました。

しかし、現下の厳しい社会情勢を受けて、市財政運営の硬直化が進む中、それらの取組を着実に推進することは容易ではありません。今後は、総合計画を実行性あるものとするため、第4次行財政改革大綱を総合計画と時期をあわせて策定し、総合計画を行財政運営の側面から支えます。

■公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進

第3次行財政改革では、公共施設の適正配置・有効活用を重点課題の1つとして位置づけています。市民共有の貴重な資産である公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスを提供できるよう、平成23（2011）年3月に定めた「公共施設の適正配置に関する基本方針」に基づき、「改修・更新需要への対応の視点」「量的適正化の視点」「質的適正化の視点」「維持管理コストの適正化の視点」「資金計画の視点」の5つの視点をもって、市政全体を見渡した上での施設資源の再配分や統廃合等を進めることで、需要に対応した施設配置と施設保有量の適正化との両立を図り、総合的かつ長期的な取組を進めます。